

## 第二次葉山町教育総合プラン（案）に対する意見と、町の考え方について

	項目	（案）に対する意見	町の考え方
1	第1章 第二次葉山町教育総合プランについて 「4 第四次葉山町総合計画との関係」 (P3～4)	第四次葉山町総合計画7つ基本施策を第二次葉山町総合プラン（案）に於いて12の基本施策に無理に拡張再編しています。	総合計画は、行政運営の総合的な指針を示す計画であるため、各行政分野の個々の施策について、詳細に記述しきれない部分があります。一方、プラン（案）は、教育に関する個別計画であるので、進行管理の観点から、学校教育に関する施策を1つから7つに体系化しました。
2	第2章 葉山町の教育をめぐる情勢と課題 「1 葉山町の教育をめぐる情勢」 (P16「学校教育の現状2：体力の状況」)	<p>平成27年度の葉山町で実施された「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果（体力合計点）が示されており、「小中学校とも男子の体力合計点については全国や県を上回っていますが、女子の体力合計点については全国の平均値をわずかながら下回っています」と述べられていますが、統計学的に調べると、実際には男子の合計点について全国平均値との有意な差は見られず（男子中学生のみ神奈川県平均値と有意差あり）、女子の合計点については中学生では全国平均値と有意な差は見られないものの、小学生においては全国平均値を有意に下回っています。つまり、葉山町の小中学生の体力は全国平均値と比較して上回っているとは言えず、むしろ小学生女子においては全国平均値から少なからず下回っているといった解釈のほうが妥当かと思われます。</p> <p>葉山町の小中学生の体力は全体的に決して高くはなく、むしろ全国平均あるいはそれを下回る水準にあり、今後、その動向を注視する必要があるとともに、現状を改善すべく方策を講じなければさらなる低下に転じる可能性もあり、「基本施策3「健やかな体」の育成」等での強化対策が求められると言え、その旨の再検討を要望します。</p>	<p>「学校教育の現状2：体力の状況」については、特に解釈を加えず、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果に即した解説を示しています。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果については、調査対象が一部の学年に限られることや、運動習慣のある児童生徒とそうでない児童生徒との二極化など、平均値だけではみえない問題もあると認識しています。</p> <p>ご指摘にもある「健やかな体」の育成等での対策の強化にあたっては、これらのことに留意し、慎重に対応します。</p>
3	第4章 12の基本施策と、施策の方針 基本施策2「豊かな心」の育成 (P42「(4)いじめ・不登校対策の推進」)	「いじめ」問題対策の一つは、早期に事案を把握することと考える。しかし、「葉山町においても「積極的な認知」について、依然として学校間や職員間でばらつきがあるのが現状」としながら、その改善についての具体的な方策がふれられていない。	いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めていくためには、全職員がいじめの認知を正確に行うことが極めて重要です。各学校に対しては、積極的な認知について働きかけているところですが、その重要性、方向性がより明確になるよう「(4)いじめ・不登校対策の推進」の2つ目に、「認知」に関する施策の方針を追加します。
4		いじめ・不登校問題は最も深刻で、最優先に取り組むべき課題と考えられる。 「学校教育の現状4」によると、「積極的な認知」について、依然として学校間や職員間でばらつきがあるのが現状です。」としているが、この点に関する対策が、42頁の「いじめ・不登校対策の推進」に、見当たらない。具体的な対策の提示が欲しい。	

	項目	(案)に対する意見	町の考え方
5	第4章 12の基本施策と、施策の方針 基本施策3「健やかな体」の育成 (P43「(1)体力づくりの推進」)	施策の方針「(1)体力づくりの推進」においても、同様に「葉山町健康増進計画・食育推進計画」を踏まえた運動習慣の確立、体力づくりの推進を目指すよう要望いたします。  施策の方針として運動習慣の確立のために「葉山体操」を学び実践することを明示いただけますよう要望いたします。	「葉山町健康増進計画・食育推進計画」は、基本施策3全体において考慮すべき計画ですが、プラン(案)では、「(2)健康教育、食育の推進」に施策の方針を集約しています。  なお、「運動習慣」の確立については、「食習慣」や「生活習慣」の確立に続けて記述を加えます。
6	第4章 12の基本施策と、施策の方針 基本施策4「健やかな体」の育成 (P44「(2)健康教育、食育の推進」)	「病気やけがの予防に関する教育や喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教育等について、関係機関などと連携して取り組み、健康な体づくりを進めます」とありますが、病気やけがからの「回復」や病気やけがを患っている友達や家族への理解についても上述のように健康教育の重大な柱の一つとなることは必至なことから、同施策の方針の一つに掲げていただけるよう要望いたします。	「病気やけが」については、その「回復」を含め、「(2)健康教育、食育の推進」で取り組みます。 「病気やけがを患っている友達や家族への理解」については、基本施策2「「豊かな心」の育成」、(1)道徳教育の推進」で取り組みます。
7		学校給食について、「食育」の必要性について、多くの父兄から意見が寄せられているにもかかわらず、「第二次教育総合プラン」での「食育」の位置づけが弱い。	「(2)健康教育、食育の推進」の「学校給食を活用した食育の取り組み」は削除し、「(3)学校給食の充実」の中に、学校給食を活用した食育に関する施策の方針を追加します。
8		「(2)健康教育、食育の推進」の項目には、学校給食における「食育」の観点、全く見当たらない。理念～目指すところを示すべき。	
9	第4章 12の基本施策と、施策の方針 基本施策4「健やかな体」の育成 (P44「(3)学校給食の充実」)	P44「給食センターの業務開始」とあるが、「業務」という言葉は「調理業務」との用い方はあるが、「給食センター」の場合は「供用開始」が正しいと思われるが、今後、「調理業務の民間委託」を暗に示しているのか。	ご指摘を踏まえ、「給食センターにおける給食の供用開始」といった記述に改めることも検討しましたが、「学校給食会計のあり方」に関する記述を全体的に改めることから、「業務」という言葉は使用しないものとします。
10		「(3)学校給食の充実」の項目中、「給食センターの業務開始に向け」とあるが、給食センターの「供用開始」とすべきでは、「調理業務」を指すわけではないので、「業務開始」は適切ではないと思う。	なお、「調理業務の民間委託」をあらかじめ想定しているものではありません。
11		同項の「学校給食会計のあり方」とは、何か、説明が必要では。	「学校給食会計のあり方」について、説明を加えます。
12		昨今の社会情勢に鑑み、子育てしやすい町をめざす上で、義務教育の期間であり、学校給食の無料化を考えてはどうか。	子育てしやすいまちづくりを実現することは、とても大切なことです。しかし、その手法として学校給食の無料化を進めるには、まだまだ様々な問題があると考えます。

	項目	(案)に対する意見	町の考え方
13	第4章 12の基本施策と、施策の方針	「スポーツに関する施策の充実」では、「スポーツへの関心が高まり」としながらも施設整備については何ら触れていない。	施設の整備や充実については、「(1)スポーツ推進に関する計画の策定」の中で、課題を明らかにし、方向性を検討します。また、「(1)スポーツ推進に関する計画の策定」は、そのことがわかるように記述を修正します。
14	基本施策 10「スポーツに関する施策の充実」の育成 (P63~64)	「スポーツに関する施策の充実」では、施設の充実が欠かせないのでは。町民のための体育施設は、同時に高齢者の体力保持にも役立つものとなる。	「高齢者の体力保持」という意見については、着眼点として捉えさせていただき、施策の方針「(2)スポーツ環境の充実と活動の促進」の記述を修正します。
15	資料編 「4 葉山町教育振興基本計画策定委員会規則」 (P75)	<p>同プランは町の教育実践のガイドラインとなるものです。そこに、その策定委員として「(3)保護者」の参画がふさわしいかどうか疑問に思うところです。教育関連の経験をお持ちの保護者もおられると思いますが、一般的には必ずしも専門性をもった方ばかりとは言えません。ましてや本質的に学校教育の内容について審議できる立場ではないと思われま</p> <p>す。</p> <p>また、PTA会長はPTA会員の代表ではあっても保護者の代表ではないので、そこは区別して明記すべきだと思われま</p> <p>す。</p> <p>とはいえ、49ページ「基本施策6地域連携の推進」にもありますように、「保護者・地域による学校支援の取り組み」として、学校と家庭・地域が連携・協力し、よりよい学校教育環境を支援し、教職員だけでは賄いきれない要素を補完する機能をもつ団体であるPTAが担う役割は大きく、また、59ページ「基本施策8生涯学習環境の再構築」や61ページ「基本施策9青少年の健全育成、家庭教育の支援及び人権教育の推進」に明示されている事柄に関連して、社会教育、家庭教育の推進においてPTAは重要な機能を果たしています。</p> <p>今後の策定委員としましては、保護者が参画することの妥当性、PTAの策定委員としての役割を明瞭にすることなどが求められると思われま</p> <p>す。</p>	<p>策定委員会に「保護者」が参画することについては、様々なご意見があると思います。一方、プラン(案)に対し、保護者を含め、幅広く町民の意見を伺うことは、とても有効なことであると考えます。</p> <p>プラン策定における保護者やPTAの参画のあり方については、今後の課題とさせていただきます。</p>
16	その他	行政が策定する計画についてはすべて、町民と共有すべきものである。パブリックコメントもその手法の一つと考えます。「第二次葉山町教育総合プラン」は概要版の作成は行わないとのことだが、どのようにして本計画を町民に周知するのか不明である。	概要版を作成し、町民への周知を徹底します。
17		当該計画を町民に周知するための方策が明確でない。概要版を作成し、周知に役立てるべきである。	